

## 条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第六号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構（次条において「機構」という。）から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報（次条において単に「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報（次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

第二条の次に次の一条を加える。

（役員の変更等の届出に係る提出書類の特例）

第二条の二 法第二十三条第二項に規定する場合における前条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

第八条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等）

第十二条の二 第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により知事に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。

（知事が行う電子情報処理組織による処分通知等）

第十二条の三 知事が、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合においては、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、規則で定める方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、規則で定める方式とする。

第十三条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）」を「情報通信技術活用法」に改め、「法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧に代えてこれらの書面等に係る」を削り、「縦覧又は閲覧」を「縦覧等」に改める。

第十六条第一項中「第五十二条第四項」の下に「、同条第五項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。